

開催日時：平成 26 年 10 月 26 日（日）15：00～15：40

場所：宮城外洋帆走協会 1 F 事務所

定足数確認

会員総数 86 名中 出席 23 名、委任 43 名、合計 66 名出席により成立

1. 議長選任…森田敬一氏（ベイシュベル）
2. 議題

『七ヶ浜花洲浜小浜における浮き栈橋の運営を当協会の業務として行なう件』

(1) 提案理由説明…赤石理事長

- ①小浜に浮き栈橋が新たに設置されましたがこれを運営する筈であった主体がその能力を喪失しており、その代理人が当協会へ運営を依頼していること。
- ②浮き栈橋は当協会の会員の使用に供するものであり、これの運営を行うことは、定款第 3 条（目的及び事業）の（3）ヨットハーバーの運営及び管理 に合致しており、共益事業として申し分無いものと理解されること。
- ③ただし、新規の事業であり、また運営開始が迫っているため臨時に総会を招集し、社員（会員）にお諮り致したい。
- ④また、残債の負担軽減を目的に今月 24 日までに有志の皆さんに供託金の出資をお願いしておりましたが 2000 万円を超える御協力を頂きましたので支払いに充当予定。供託金についてはほぼ目標額に達したので公募はこれで打ち切る。

(2) 質疑

- ①これまでの経緯について  
これまで 2 度の艇代表者会議を開いて議論され了解を得ている。
- ②ポンツーン的所有権はどうなるのか
  - ・県からの助成金給付がまだ決定していないので未定である。
  - ・考え方として A 栈橋は償還が済むまでセールヨットの所有権となる。（井上代理人）
  - ・栈橋の工事はファクトリーマリーンが発注した形で、所有権はまだ決まっていない。
- ③今回の臨時総会の目的は浮き栈橋の運営を MORC が行なうことの可否でありこちらの審議をお願いしたい。
- ④浮き栈橋の運営を MORC が行なうことについて特段の反対意見は無し。

(3) 採決

浮き栈橋の運営を MORC が行なう件について『全会一致』でこれを承認した。

以上